

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

## ホームページ広告掲載規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「本会」という。）が定める広告掲載等に関する規程第1条第2項に基づき、本会ホームページの有料バナー広告（以下「広告」という。）掲載に必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本会広告掲載等に関する規程及びこの規則の適用範囲は本会ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告が閲覧者に紹介及びリンクしているホームページの内容を含むものとする。

(広告の作成)

第3条 掲載する広告は広告主の責任及び負担で作成する。

(掲載内容の変更)

第4条 広告のデザイン、当該広告のリンク先については、掲載決定後であっても本会が第14条審査に基づき審査した結果、了承した場合、変更することができる。

(広告主の責務)

第5条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

また広告主の取り扱う商品及びサービス等は本会が推奨するものでない。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを本会に対して保証する。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決する。

(掲載しない広告)

第6条 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に社会通念上、不快の念を与えるもの、又はそのおそれがあるもの
- (2) 本会広告掲載等に関する規程及びこの規則に反する内容を取り扱うホームページ

を閲覧者に斡旋又は紹介するもの

- (3) 強制リダイレクト広告、スワイプ広告、その他閲覧者の意思に反した挙動をしたり、閲覧者の誤認を与えたりするおそれのあるもの
- (4) 閲覧者がリンク先の広告ではないと誤認するおそれのあるもの
- (5) 閲覧者が本会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (6) その他、本会が妥当でないと認めたもの

(募集期間)

第7条 第8条に定める広告掲載枠に空きがある場合に限り、随時募集をする。

(募集枠)

第8条 10枠(1社1枠)とする。

(掲載場所)

第9条 本会ホームページのトップページの下部に掲載するものとする。審査の結果、掲載決定した広告主の申し込みの先着順に掲載し、位置は掲載終了まで固定とする。

(掲載期間)

第10条 掲載期間は年単位とする。

(広告の規格等)

第11条 規格等は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 横35ピクセル×縦170ピクセル
- (2) 形式 JPEG 又は PNG ※アニメーションは不可
- (3) データ容量 20KB 以下

(掲載料の支払い)

第12条 広告主は本会が指定する口座に掲載料を一括振込により支払うものとする。また一度振込した掲載料の返金を行わない。

2 掲載期間が複数年度に渡る場合は、広告主は年度毎に本会が指定する期限までに掲載料を支払うものとする。

(申込み方法)

第13条 広告掲載の申込みは次により行うものとする。

- (1) 公益社団法人大阪府産業資源循環協会ホームページ広告掲載申込書兼誓約書及びバナー画像を電子メールで送信、又はホームページ内の申込フォームから申込む。  
送信先電子メールアドレス osk@o-sanpai.or.jp
- (2) 前号の提出期限は掲載希望日の1ヶ月前(土日・祝日の場合は直前の平日)までとする。

#### (掲載の決定)

第14条 掲載する広告は、本会広告掲載等に関する規程及びこの規則に適合するものを本会が審査のうえ決定し、審査結果を広告申込者に通知する。また、審査の結果、適合する広告掲載希望者を申し込みの先着順に決定する。

#### (掲載の取消)

第15条 本会は、次のいずれかに該当するときは、第14条に定める広告掲載決定の通知後、掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 広告主が本会を退会・除名等により本会会員資格を喪失したとき
- (2) 広告内容等が、各種法令又は本会広告掲載等に関する規程及びこの規則に違反している、あるいはそのおそれがある、又は誤謬があるとき、本会の求めに応じて広告内容の修正を行わないとき
- (3) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令又は本会広告掲載等に関する規程及びこの規則に違反している、あるいはそのおそれがあるとき
- (4) 広告主に本会の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (5) 広告主の申込み内容が、虚偽の申請であったとき
- (6) 本会が指定する振込期限までに広告主から広告掲載料の振込がないとき
- (7) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (8) 広告主から書面により、掲載取り下げを申し出たとき
- (9) 本会の業務上、やむを得ないとき

#### 附則

この規則は、令和6年8月20日から施行する。